

これまでの取組み①

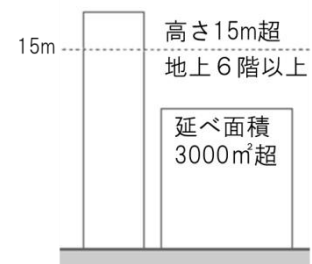
①全市における景観形成について〈全市レベル〉

■大規模建築物等の景観誘導

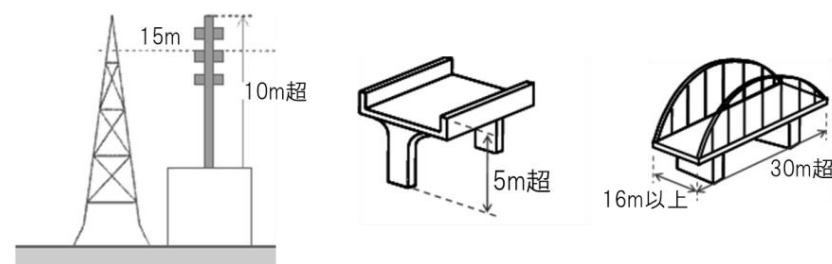
本市では、大規模建築物等の新築、増築、改築、色彩の変更等をおこなう場合、堺市景観条例に基づく事前協議、並びに景観法に基づく届出が必要（全市域が届出対象）。これらの手続きにおいては、専門家のアドバイスも得ながら、景観形成基準に基づき事業者と協議を重ね、より質の高い計画に誘導している。平成6年度～平成29年度(H30.2.末)：計2,682件。

【協議対象となる建築物等の規模】

▶ 建築物



▶ 工作物



大規模建築物等の届出状況【平成6年度開始】（届出件数）

度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
H6	206	H12	112	H18	139	H24	105
H7	121	H13	108	H19	118	H25	119
H8	141	H14	79	H20	108	H26	104
H9	132	H15	92	H21	113	H27	110
H10	84	H16	92	H22	110	H28	70
H11	107	H17	140	H23	86	H29	86

※H27年度（H26.12.31）までは大規模建築物等及び大規模な屋外広告物等協議の合計件数を含む
※H29年度はH30年2月28日までの件数

【協議手続き】

・ 窓口確認、協議



・ 現場調査



・ 景観アドバイザー会議



〈協議内容(主なもの)〉

- ・ 周辺の景観との調和を図るため、外壁に使用する色彩の調整
- ・ 建築設備の配置方法の調整
- ・ 外構の調整（植栽配置、ゴミ置場配置、塀の設え等）

■公共事業による景観形成

協議対象外の公共事業についても、必要に応じて景観アドバイザー会議を活用しながら、景観協議を実施

【協議事例】

対象：自転車通行環境の整備

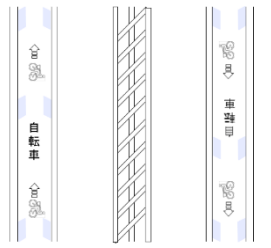
場所：けやき通り（堺区中三国ヶ丘町3丁ほか地先）
（※百舌鳥古墳周辺景観地区内）

内容：景観に配慮した色彩、表示方法について検討を重ね、アドバイザー会議で意見聴取を実施。矢羽根タイプ、色彩（色相5B、明度7、彩度2）を使用する。

※国のガイドライン推奨色（色相5B、明度6、彩度8）



自転車レーン
（全面着色）



矢羽根タイプ

計画色彩（5B7/2）
※イメージ

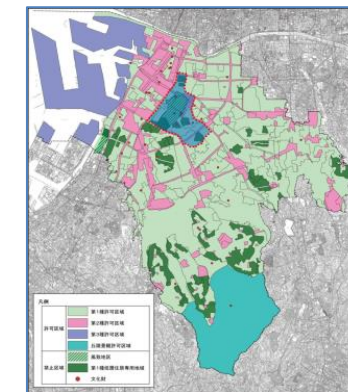
■屋外広告物の景観形成

●社会環境・地域特性に応じた基準への見直し

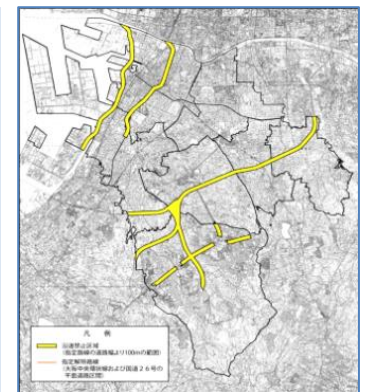
安定・成熟した社会にふさわしいまちなみの形成に向け、社会環境・地域特性に応じた「わかりやすい基準」への見直し及び「屋外広告物のあり方」を検討し、平成28年1月より新たな許可基準等を施行。

【おもな見直し内容】

- ・ 許可区域の見直し
- ・ 沿道禁止区域の見直し
- ・ 広告景観特別地区の創設
→百舌鳥古墳群周辺を特別地区として指定。
- ・ 許可基準の見直し（上限値の設定ほか）
- ・ 個別基準の整備
- ・ 申請書類の見直し



新たな許可区域

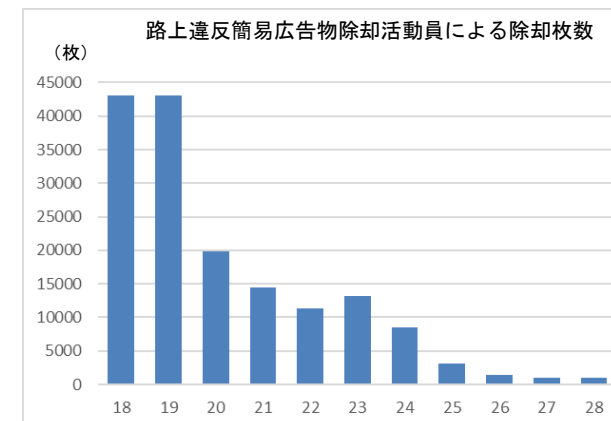


新たな沿道禁止区域

●その他取組み

- ・ 許可基準等の検索システムの構築
- ・ 屋外広告物適正化旬間に合わせた周知・啓発
- ・ 堺市路上違反簡易広告物除却活動団体によるはり紙等の除却活動

（H28 ボランティア登録数：45団体4法人464名）



〈許可基準等検索システム（堺市e-地図帳）〉



〈路上違反簡易広告物の除却活動〉

はり紙・はり札・広告旗・立て看板等を対象

